

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次の記述は、無線局の免許の承継について、電波法(第20条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

免許人について相続があったときは、その相続人は、□A□。

免許人(及び□に規定する無線局の免許人を除く。以下同じ。)たる法人が合併又は分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、□B□。

免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡をしたときは、譲受人は、□B□。

船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により□C□に変更があったときは、変更後□C□は、□A□。

の規定は、航空機局若しくは航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機に準用する。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を所有する者
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	免許人の地位を承継する	船舶を運行する者
3 免許人の地位を承継する	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を運行する者
4 免許人の地位を承継する	免許人の地位を承継する	船舶を運行する者
5 免許人の地位を承継する	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を所有する者

A - 2 次の記述は、電波の利用状況の調査等について、電波法(第26条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、□A□ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査(以下「利用状況調査」という。)を行うものとする。

総務大臣は、必要があると認めるときは、□の期間の間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する□B□、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び□の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

総務大臣は、□の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人又は登録人(以下「免許人等」という。)に及ぼす□C□を調査することができる。

総務大臣は、利用状況調査及び□に規定する調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

A	B	C
1 おおむね5年	技術の発達及び需要の動向	技術的な影響
2 おおむね5年	技術の発達	技術的な影響
3 おおむね5年	需要の動向	技術的及び経済的な影響
4 おおむね3年	技術の発達	技術的及び経済的な影響
5 おおむね3年	技術の発達及び需要の動向	技術的及び経済的な影響

A - 3 総務大臣がその型式について行う検定に合格した無線設備の機器(総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを含む。)でなくても施設することのできるものはどれか。電波法(第37条)及び電波法施行規則(第11条の4)の規定に照らし下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条(同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 2 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える双方向無線電話
- 3 旅客船であって、国際航海に従事するものに備える船舶航空機間双方向無線電話
- 4 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識
- 5 国際航海に従事する船舶に備える船上通信設備

A - 4 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則(第21条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(□Aをいう。以下同じ。)が別表第2号の3の2(電波の強度の値の表)に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) □B以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□C無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度及び磁界強度	平均電力が20ミリワット	発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する
2 電界強度及び磁界強度	規格電力が20ミリワット	発生した場合に開設する
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット	発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	規格電力が50ミリワット	発生した場合に開設する
5 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が50ミリワット	発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する

A - 5 次の記述は、補助電源の備付けについて、無線設備規則(第38条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

旅客船又は総トン数300トン以上の船舶の義務船舶局等(義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。)には、次に掲げる設備を同時に□A(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、1時間以上)連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

- (1) □Bを行う船舶局の無線設備であって、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第18号の表(VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表)に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (2) 次に掲げる無線設備のいずれかのもの
- イ J3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であって、1,606.5kHzから3,900kHzまでの周波数の電波を使用するもの(電波法施行規則第28条(義務船舶局の無線設備の機器)第1項第2号の義務船舶局のものに限る。)
- ロ J3E電波を使用する無線電話による通信及び□Cを行う船舶局であって、1,606.5kHzから26,175kHzまでの周波数の電波を使用する無線設備(電波法施行規則第28条第1項第3号の義務船舶局のものに限る。)
- ハ インマルサット船舶地球局の無線設備(電波法施行規則第28条の2(義務船舶局等の無線設備の条件等)第1項の船舶地球局のものに限る。)
- (3) (1)及び(2)の無線設備の機能が正常に動作するための位置情報その他の情報を継続して入力するための装置

	A	B	C
1	6時間以上	F3E電波を使用する無線電話による通信	デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信
2	6時間以上	F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信	デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信
3	3時間以上	F3E電波を使用する無線電話による通信	デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信
4	3時間以上	F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信	デジタル選択呼出装置による通信
5	3時間以上	F3E電波を使用する無線電話による通信	デジタル選択呼出装置による通信

A - 6 次の記述は、船舶局無線従事者証明について、電波法(第48条の2)及び電波法施行規則(第34条の11)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う□Aの無線設備の操作又はその監督に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から5年を経過していないとき。

の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、□Bとする。

	A	B
1	義務船舶局	第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第四級海上無線通信士
2	船舶局	第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士
3	海岸局	第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士
4	義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局	第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士
5	義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局	第二級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士

A - 7 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について、電波法施行規則(第34条の7)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

電波法第39条(無線設備の操作)第7項の規定により、免許人又は登録人(以下「免許人等」という。)は、主任無線従事者を□A無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人等は、□の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から□B以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

及び□Cの規定にかかわらず、□Cであるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

- | A | B | C |
|----------------------------------|----|-------------|
| 1 選任するときは、あらかじめ | 3年 | 船舶又は航空機が航行中 |
| 2 選任するときは、あらかじめ | 5年 | 船舶又は航空機が航行中 |
| 3 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から3箇月以内に | 3年 | 船舶又は航空機が航行中 |
| 4 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に | 5年 | 船舶が航行中 |
| 5 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に | 3年 | 船舶が航行中 |

A - 8 次の記述は、海岸局等の運用について、電波法(第63条)及び無線局運用規則(第45条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

海岸局及び海岸地球局は、□A運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局又は海岸地球局については、この限りでない。

のただし書の海岸局は、次のいずれかに該当するものであって、総務大臣がその□Bを指定した海岸局とする。

- (1) 電気通信業務を取り扱わない海岸局
- (2) 閉局中は隣接海岸局によってその業務が代行されることとなっている海岸局
- (3) □Cする海岸局

- | A | B | C |
|-----------|---------------|--------|
| 1 常時 | 運用の時期及び運用義務時間 | 季節的に運用 |
| 2 常時 | 運用の時期 | 季節的に運用 |
| 3 運用許容時間中 | 運用の時期及び運用義務時間 | 季節的に運用 |
| 4 運用許容時間中 | 運用の時期 | 臨時に運用 |
| 5 運用義務時間中 | 運用の時期及び運用義務時間 | 臨時に運用 |

A - 9 次の記述は、航空機局の運用について、電波法(第70条の2)及び無線局運用規則(第142条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空機局の運用は、その航空機の□Aに限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条(目的外使用の禁止等)各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

のただし書の規定により□A以外の航空機の航空機局を運用することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 無線通信によらなければ他に連絡手段がない場合であって、□B通報を□Cに送信するとき。
- (2) 総務大臣又は総合通信局長が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

- | A | B | C |
|---------------|-------|------------|
| 1 航行中及び航行の準備中 | 重要な | 航空交通管制の機関 |
| 2 航行中及び航行の準備中 | 急を要する | 航空移動業務の無線局 |
| 3 航行中及び航行の準備中 | 急を要する | 航空交通管制の機関 |
| 4 航行中 | 急を要する | 航空移動業務の無線局 |
| 5 航行中 | 重要な | 航空交通管制の機関 |

A - 10 次の記述は、双方向無線電話及び遭難自動通報局の無線設備等の機能試験について、無線局運用規則(第7条から第8条の2まで)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、□A□、その機能を確認しておくなければならない。
 の義務船舶局においては、□ の規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を□B□に通知しなければならない。
 遭難自動通報局においては、□C□の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。
 の規定は、遭難自動通報局以外の無線局の遭難自動通報設備について準用する。

A	B	C
1 その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備の試験機能を用いて	免許人	1年以内
2 その船舶の停泊中毎月1回以上当該無線設備の試験機能を用いて	遭難通信責任者	半年以内
3 その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い	船舶の責任者	1年以内
4 その船舶の停泊中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い	免許人	半年以内
5 毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い	遭難通信責任者	1年以内

A - 11 次の記述は、船舶局の閉局の制限について、無線局運用規則(第41条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶局は、次に掲げる通信の終了前に閉局してはならない。
 (1) 遭難通信、□A□(これらの通信が□B□を除く。)
 (2) 通信可能の範囲内にある□C□から受信し又はこれに送信するすべての通報の送受のための通信(空間の状態その他の事情によってその通信を継続することができない場合のものを除く。)

A	B	C
1 緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信	自局に関係がないと認めるもの	海岸局
2 緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信	遠方で行われている場合等であって自局に関係がないと認めるもの	海岸局及び船舶局
3 緊急通信及び安全通信	遠方で行われている場合等であって自局に関係がないと認めるもの	海岸局
4 緊急通信及び安全通信	遠方で行われている場合等であって自局に関係がないと認めるもの	海岸局及び船舶局
5 緊急通信及び安全通信	自局に関係がないと認めるもの	海岸局

A - 12 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について、無線局運用規則(第58条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

27,524kHz及び156.8MHzの周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。
 (1) 遭難通信、緊急通信(医事通報に係るものにあつては、□A□の周波数の電波については、緊急呼出しに限る。)
 又は安全呼出し(□B□の周波数の電波については、安全通信)を行う場合
 (2) 呼出し又は応答を行う場合
 (3) 準備信号(応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。)を送信する場合
 (4) 27,524kHzの周波数の電波については、海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信((1)に掲げる通信を除く。)を行う場合
 500kHz、2,182kHz及び156.8MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、□C□にわたってはならない。ただし、□D□の周波数の電波を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合及び□E□の周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、この限りでない。

A	B	C	D	E
1 27,524kHz	156.8MHz	1分以上	2,182kHz	156.8MHz
2 27,524kHz	156.8MHz	30秒以上	156.8MHz	2,182kHz
3 27,524kHz	156.8MHz	1分以上	156.8MHz	2,182kHz
4 156.8MHz	27,524kHz	30秒以上	156.8MHz	2,182kHz
5 156.8MHz	27,524kHz	1分以上	2,182kHz	156.8MHz

A - 16 次の記述は、遭難通信が終了したときの狭帯域直接印刷電信装置による一般通信の再開の通知の方法について、無線局運用規則(第 8 9 条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

遭難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次の区別に応じ、それぞれに掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

- | | | |
|-----|---|-----|
| (1) | A | 1 回 |
| (2) | B | 1 回 |
| (3) | D E | 1 回 |
| (4) | 自局の識別信号 | 1 回 |
| (5) | 遭難通信の終了時刻 | 1 回 |
| (6) | 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別 | 1 回 |
| (7) | 遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は
遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号 | 1 回 |
| (8) | C | 1 回 |

	A	B	C
1	MAYDAY	CQ	SILENCE FINI
2	MAYDAY	CQ	PRU DONCE
3	PAN PAN	CQ	SILENCE FINI
4	CQ	MAYDAY	PRU DONCE
5	CQ	MAYDAY	SILENCE FINI

A - 17 次の記述は、命令による周波数等の変更について、電波法(第 7 1 条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の□**A**に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局(登録局を除く。)の□**B**の指定を変更し、又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは□**C**の変更を命ずることができる。

	A	B	C
1	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備
2	目的の遂行	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備
3	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
4	運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所
5	運用	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所

A - 18 次の記述は、有害な混信について、国際電気通信連合憲章(第 4 5 条及び付属書)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、□**A**に従って無線通信業務を行う事業者の□**B**に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

各構成国は、認められた事業者その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業者の□**B**の規定を遵守させることを約束する。

構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が□**B**に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は□**A**に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、□**C**混信をいう。

	A	B	C
1	国際電気通信規則	無線通信又は無線業務	若しくは妨害する
2	国際電気通信規則	国際電気通信業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する
3	無線通信規則	無線通信又は無線業務	若しくは妨害する
4	無線通信規則	国際電気通信業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する
5	無線通信規則	無線通信又は無線業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する

A - 19 次の記述は、航空移動業務及び航空移動衛星業務における通信の優先順位について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則(第44条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

航空移動業務及び航空移動衛星業務における通信の優先順位は、次のとおりとする。ただし、完全に自動化された方式において実行できない場合は、この限りでない。もっとも、この場合であっても、(1)の事項には、優先順位が与えられる。

- (1) 遭難呼出し、遭難通報及び遭難通信
- (2) 緊急信号を前置する通信
- (3) □ A
- (4) □ B
- (5) 気象通報
- (6) □ C
- (7) 国際連合憲章の適用に関する無線電報
- (8) 優先順位を有する官用通報
- (9) 電気通信業務の運用又はさきに交換した通信に関する業務用通信
- (10) その他の航空通信

A	B	C
1 飛行安全通報	無線方向探知に関する通信	飛行正常通報
2 飛行安全通報	飛行正常通報	無線方向探知に関する通信
3 飛行正常通報	無線方向探知に関する通信	飛行安全通報
4 無線方向探知に関する通信	飛行正常通報	飛行安全通報
5 無線方向探知に関する通信	飛行安全通報	飛行正常通報

A - 20 次の記述は、局の検査について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則(第49条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、許可書の提示を要求することができる。□ A は、この検査が容易となるようにしなければならない。許可書は、要求に際して提示することができるように保管していなければならない。許可書又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。

検査職員は、権限のある当局が交付した□ B を所持しなければならず、船舶局若しくは船舶地球局を有する船舶又は他の移動体の指揮者又は責任者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

許可書が□ C は、政府又は主管庁は、無線設備がこの規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その設備を検査することができる。

なお、検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、職務上の知識の証明を要求することはできない。

A	B	C
1 局の通信士又は責任者	証票又は記章	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき
2 局の通信士又は責任者	証票	提示されないとき
3 局の通信士又は責任者	証票又は記章	提示されないとき
4 局の通信士	証票	提示されないとき
5 局の通信士	証票又は記章	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき

B - 1 次に掲げる用語の意義のうち、電波法施行令(第3条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「航空局」とは、航空機局と通信を行うために陸上又は船舶に開設する無線局をいう。
- イ 「無線航行局」とは、電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。
- ウ 「放送局」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信を行う無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)をいう。
- エ 「テレビジョン放送局」とは、静止し、又は移動する事物の連続的影像を送る放送局(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。
- オ 「陸上の無線局」とは、海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、無線航行局及び放送局をいう。

B - 2 次の記述は、電波法第65条(聴守義務)の聴守義務に関し海上移動業務又は海上移動衛星業務において聴守をしなければならない無線局について、無線局運用規則(第42条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、F1B電波□ア、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているもの
船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの
船舶局については、次に掲げるもの

- (1) F3E電波□イの指定を受けている船舶局(旅客船又は総トン数□ウ以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。)
(2) 電波法第33条(義務船舶局の無線設備の機器)の規定により□エを備える船舶局
(3) 電波法第33条の規定によりインマルサット高機能グループ呼出受信機を備える船舶局
海岸局については、F3E電波□オの指定を受けているもの

- 1 300トン 2 500トン 3 ナブテックス受信機 4 156.65MHz及び156.8MHz
5 デジタル専用呼出受信機 6 156.65MHz又は156.8MHz
7 156.65MHz 8 156.8MHz 9 2,187.5kHz 10 2,182kHz

B - 3 次の記述は、特定無線局に対する監督について、電波法(第76条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、特定無線局(通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するものをいう。以下同じ。)について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の□アのものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく□イことが確実であると認めるに足りる相当な理由があるときは、その指定無線局数を□ウすることができる。この場合において、総務大臣は、併せて包括免許の□エの指定を□オ。

- 1 最大 2 最小 3 上回る 4 下回る 5 周波数 6 増加する 7 削減する
8 空中線電力 9 変更するものとする 10 変更することができる

B - 4 次に掲げる業務書類のうち、電波法施行規則(第38条)の規定に照らし国際通信を行う船舶局及び船舶地球局に備え付けなければならない業務書類に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約並びに国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則
イ 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
ウ 海上における人命の安全のための国際条約
エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
オ 電波法及びこれに基づく命令の集録

B - 5 次の記述は、国際電気通信業務を利用する公衆の権利について、国際電気通信連合憲章(第33条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を□アする。各種類の通信において、□イ、料金及び保障は、すべての□ウに対し、いかなる優先権又は□エも□オ。

- 1 承認 2 留保 3 特権 4 取扱者 5 与えることなく同一とする
6 特恵 7 設備 8 業務 9 利用者 10 認めない